

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 介護保険者に対する財政的インセンティブについて

(1) 改正介護保険法に盛り込まれた新たな交付金については、介護保険制度の財源構成とは別に財源を確保し、地方団体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、適切な指標を設定したうえで実施すること。

(2) 本来調整交付金は、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであり、その機能を損なうような措置を講じるべきではなく、新たな交付金の財源に調整交付金を活用することは断じて行うべきでないこと。

3. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

4. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの構築は、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する総合的な地域づくりであり、関係機関との連携が必要不可欠であることから、関係機関へ本来の趣旨を周知徹底すること。

また、地域支援事業に位置付けられた包括的支援事業について、地域の実情に応じた財政支援を講じること。

特に、認知症施策の推進については、認知症疾患医療センターを地域の実情に応じて設置できるよう、財政措置を拡充すること。

さらに、地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員等の必要な人員の確保について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう、都市自治体への財政支援等の充実を図ること。

また、新しい総合事業の実施状況に対する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、都市自治体の実態を反映した総合的な検討を行い、介護人材の確保や事業者の参入が促進されるよう、国の責任において、制度の見直しを図ること。

5. 制度改正について

(1) 制度改正に当たっては、将来を見据えて保険料水準の上昇を極力抑制するため、給付と負担のバランス、国と地方の負担の在り方等について検討するとともに、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

(2) 軽度者に対する生活援助サービス等に係る給付の見直しや地域支援事業への移行の検討については、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況を検証し、その結果を踏まえるとともに、都市自治体の負担等を十分考慮し、慎重に行うこと。

(3) 制度改正に当たっては、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

また、都市自治体の事務負担の軽減に配慮するとともに、必要な財政措置を講じること。

6. 介護サービスの基盤整備等について

現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、実効ある対策を講じること。

7. 介護報酬等について

介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。特に、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価・地域区分とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。